

見守り活動支援事業助成金について



ふれあいの居場所の活動に見守りの視点を少しずつ持たせ、地域の支え合いによる見守り活動を推進していけるよう、ふれあいの居場所を支援する助成金です。居場所での交流から「信頼関係」→「気かけ合い」→「見守り」→「支え合い」へと関係性が深まり、お互いが助け合える地域を目指すものです。

対象 伊勢崎市ふれあいの居場所づくり事業の補助金交付を受ける「ふれあいの居場所」への ①運営経費、および、②6年以上運営する居場所への継続に係る備品購入等の経費

助成額 ①運営経費 ⇒ 1か所につき **年間（上限）24,000円**
(新規立ち上げの場合、月額2,000円×開始月から年度末までの月数)

②備品購入等の経費 ⇒ 1か所につき **年間（上限）30,000円**

※令和8年度については、平成30年度に登録した団体を対象として助成金の申請を受け付け、用途を精査した上で決定します。
交付は6か年に1回を限度とします。

【申請手続きについて】

① 申請書類を作成する

(作成書類)

- ・見守り活動支援事業助成金交付申請書

(添付書類)

- ・伊勢崎市ふれあいの居場所づくり事業補助金交付決定書の写し
- ・振込口座通帳の写し（表面・表面裏）

②備品購入等の経費（例）

レクリエーション用品、工作用品、衛生用品、コーヒーメーカー、DVD、机、椅子、のぼり旗など

※事前にご相談ください

② 申請書類一式を提出する

(提出先) 伊勢崎市社会福祉協議会 地域福祉推進課

◆書類等を審査の上、交付決定の際は交付決定通知書により通知します。

◆事業完了後に実績報告書等を提出していただきます。

(②の備品購入等の経費については、領収書（写）の添付をお願いします。)

事務局：社会福祉法人 伊勢崎市社会福祉協議会 地域福祉推進課 電話 25-4546

(赤堀支所 ☎62-0066 あずま支所 ☎20-2666 境支所 ☎74-5294)